

## 平成23年度 第22回 役員会議事要旨

日 時 平成24年1月25日（水） 10時30分～11時33分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，宮崎理事，緒方理事，

欠席者 岩本理事

オブザーバー 後藤学長室長 他

### 【 審議事項 】

- (1) 国立大学法人佐賀大学特別研究員に関する規程の一部改正について  
学長から，本件は，若手研究者の雇用機会を増やすため，特別研究員に係る経費を学長経費以外でも認めることに伴い，所要の改正を行う案件であり，1月11日開催の役員会で協議の上，1月20日開催の教育研究評議会で審議した結果，了承されている旨の説明があり，審議の結果了承された。
- (2) 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院再開発計画委員会要項の一部改正について  
学長から，本件は，医学部附属病院再整備委員会について，開発計画段階から実施設計及び工事着工の段階を迎えるに当たり，学長室での「全学委員会の見直し」に基づき，本要項と病院再開発準備室との組織の効率化を図り，より機動性を高めるため一部改正を行う案件である旨の説明があった。  
また，後藤学長室長から，類似及び機能していない委員会の統合又は廃止を学長室で検討することに伴い，本要項についても同様に病院再開発準備室との組織の効率化等を図ることで，委員会の名称変更及び組織の構成員増が生じる旨等の補足説明があり，審議の結果了承された。
- (3) その他  
特になし。

## 【 協議事項 】

- (1) 平成23年度国立大学法人佐賀大学補正予算【第2次】(案)について  
学長から、本件は、補正予算【第1次】の編成方針に基づき、第1次補正予算編成に計上した額に11月までの収入実績及び12月末までの支出実績等を勘案し、オーバーヘッド経費を含め、改めて補正予算【第2次】を編成する案件である旨の説明があった。  
また、財務課長から、今回の補正予算の概要、財源確保及び留意事項等を中心に編成方針等について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。
- (2) 一般運営費交付金への業務達成基準適用について  
学長から、本件は、今年度に複数年に亘る事業が確認されたことから、事業を円滑に実施するために業務達成基準の適用が必要となったことに関する案件である旨の説明があった。  
また、財務課長から、執行額と達成度の判断が比例し、複数年に亘って計画されている設備整備・施設整備について本業務達成基準が適用されるが、文部科学省の承認が不要であることから、翌事業年度当初からの執行が可能である旨及び運営費交付金の概略、一般運営費交付金の収益化方法及び予算・決算の仕組み、平成23年度業務達成基準の適用予定事業等について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。
- (3) 平成24年度国立大学法人佐賀大学予算編成の基本方針(案)について  
(平成24年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金予定額等(政府案)の概要を踏まえて)  
学長から、本件は、本学の平成24年度予算編成の基本方針を策定する案件である旨と国家公務員の給与に関する臨時特例法案及び人事院勧告の対応に関する人件費削減の方向性等について説明があった。  
また、財務課長から、平成23年度予算編成の基本方針と平成24年度予算編成の基本方針の主な変更点を中心に補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。
- (4) 平成24年度学長経費(営繕事業)の選定について  
学長から、本件は、平成24年度に学長経費で実施する営繕事業の選定に関する案件である旨の説明があった。  
また、環境施設部長から、学内営繕事業の位置付け及び事業選定手順に基づき各部局から要求のあった107事業のうち、規模、工事内容、4つ

の評価軸（緊急、重点、老朽、環境（e c o））等により絞り込んだ15事業について、施設マネジメント委員会で審議了承されている旨等の補足説明があり、協議の結果了承され、今後、経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

- (5) その他  
特になし。

## 【 報告事項 】

- (1) 平成23年度下半期インセンティブ手当集計表（見込み）について  
学長から、本件について、医学部附属病院に勤務する医師等の処遇改善のためにインセンティブとして給与支給（一時金的措置）する案件として平成23年6月21日開催の役員会及び6月24日開催の経営協議会で審議了承され、上半期分を10月分給与で支給している旨及び今回の下半期分についても総人件費改革内での措置となる旨等の報告があった。また、学長から、今後、補正予算を編成する場合に、超過勤務手当の考え方等を含めた資料を作成するよう指示があった。
- (2) 文部科学省の今後の動向について  
学長から、本件について、アンブレラ方式（例：一法人中に複数の大学が存在する；九州大学佐賀分校）の検討が平成24年度から開始される予定である旨と本学のIRを申請事業として予定している大学改革強化推進事業の行程表が今年度内に示される予定である旨等の報告があった。